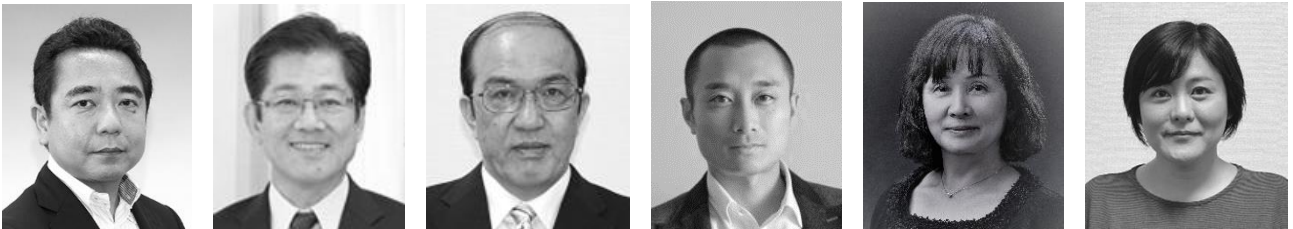


第1章 教育行財政

1 教育委員会

教育委員会は、教育行政の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、保護者や地域住民の多様な意向を的確に反映した教育行政を推進することを使命としており、教育長とレイマン（一般人）である非常勤の教育委員の合議制により基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマンコントロール」の仕組みにより、専門家の判断によらない、広く住民の意向を反映した教育行政を展開していく責任を有している。

熊本市教育委員会は教育長と5名の委員により構成し、教育委員会会議の他に、所管事項についての調査、研究等を行う教育委員協議会、学校・園における研究発表会等への参加や現地視察等の活動を行っている。また教育委員会として広範な見識を深めるために、他都市視察や研修会への参加等の活動を行っている。さらに、教育委員会が直接、教員や保護者、地域の方々と教育について意見を交換する広聴活動も実施している。



職 名	氏 名	就 任 年 月 日
教 育 長	遠 藤 洋 路	2017 年 4 月 1 日 現任期 2021 年 12 月 15 日 ～ 2024 年 12 月 14 日
委 員	小屋松 徹彦	2016 年 10 月 2 日 現任期 2020 年 10 月 2 日 ～ 2024 年 10 月 1 日
委 員	西 山 忠 男	2016 年 10 月 2 日 現任期 2020 年 10 月 2 日 ～ 2024 年 10 月 1 日
委 員	苫 野 一 徳	2020 年 4 月 1 日 現任期 2020 年 4 月 1 日 ～ 2024 年 3 月 31 日
委 員	澤 栄 美	2022 年 4 月 1 日 現任期 2022 年 4 月 1 日 ～ 2026 年 3 月 31 日
委 員	村 田 槇	2023 年 9 月 26 日 現任期 2023 年 9 月 26 日 ～ 2027 年 9 月 25 日

■総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年（2015年）4月1日に施行されたことに伴い、市長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策について協議及び調整を行う場として「総合教育会議」が設置された。初年度である平成27年度（2015年度）は本市の教育に関する課題や教育大綱の策定について、その後も毎年度、関連計画の策定や進捗などについて協議を行った。令和4年度（2022年度）においては、不祥事案等の再発防止及び迅速・適切な事後対応に関することやこどもを取り巻く様々な課題の解決に向けた取組の推進について協議を行った。

2 広聴機能の強化

教育委員会では、教育政策に広く住民の意向を反映させるために、平成24年度（2012年度）から地域公民館で地域住民や保護者と意見交換する「タウンミーティング」や学校で教員や生徒と意見交換を行う「スクールミーティング」などの広聴事業を行ってきた。これらの事業については、より一層政策に活かされるよう効果検証を行い、対象や手法を適宜見直しながら実施しており、令和4年度（2022年度）は、日本語指導、校則・生徒指導のあり方をテーマに、生徒や保護者、教職員等と意見交換を行った。

3 熊本市教育振興基本計画(令和2年度(2020 年度)～令和5年度(2023 年度))

熊本市教育振興基本計画

豊かな人生とよりよい社会を創造するために、

施 策 の

- (1)主体的に考え行動する力を育む教育の推進
 - ①自ら学びに向かう力を育む教育の推進
 - ②豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
 - ③持続可能な社会の実現に貢献する力を育む教育の推進
- (2)子ども一人ひとりを大切にする教育の推進
 - ①個別最適化された学びの推進
 - ②多様な教育的ニーズに対応した支援の充実
 - ③特別支援教育の推進
 - ④体罰・暴言等の根絶
- (3)最適な教育環境の整備
 - ①地域社会と連携した教育環境の整備
 - ②働き方改革の推進
 - ③安全・安心な学校づくりの推進
- (4)学校教育と福祉の連携の推進
 - ①障がいへの理解の促進
 - ②ライフステージに応じた継続的な支援の充実
 - ③児童虐待への対応強化
 - ④家庭環境に左右されない学習機会の充実

重 点 的

- (1) いのちを大切にする心の教育の充実と、いじめや不登校への細
- (2) 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

(令和2～5年度)[熊本市教育大綱]

自ら考え、主体的に行動できる人を育む

基 本 方 針

(5)多彩な学習機会の提供と創造

- ①学びの機会の提供と創造
- ②生涯学習関連施設の機能充実
- ③青少年の健全育成

(6)豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

- ①文化活動の推進
- ②歴史的文化遺産の調査研究、保存整備と活用

(7)生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

- ①スポーツ機会の充実
- ②競技力の向上
- ③スポーツ施設の設備・機能充実

取 組

- やかな対応 (3) 教員が子どもと向き合うための体制の整備
- (4) 学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

基本理念

豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に考え行動できる人を育む

「まちづくり」は、「人づくり」です。

本市は、豊かな自然に恵まれた環境と都市の利便性が調和した大変暮らしやすい都市であり、私たちは、このまちの様々な魅力を先人たちから引き継いできました。中でも、教育については、積極的に「人づくり」に取り組み、わが国の発展に大きく寄与してきた歴史があります。これらの歴史に鑑み、本市が「教育先進都市」として発展できるよう、次代を担う人材の育成にかかる施策を力強く推進していかなければなりません。

熊本市教育振興基本計画

1 策定の背景

平成 28 年 3 月、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、教育の目標や方向性を定めた、本市教育振興基本計画を策定した。

2 計画の位置付け

本市市政運営の基本方針である「熊本市総合計画」に基づいた「熊本市教育大綱」をもって、本市の教育振興基本計画に代えることとする。

3 計画期間

令和 2 年度から令和 5 年度まで
(4 年間)

4 基本理念

「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に考え行動できる人を育む」

5 施策の基本方針

今後、本市が取り組んでいくべき方向性を定めた「第 7 次熊本市教育、文化及びスポーツに関する分野について 7 つの方針」

(1)主体的に考え行動する力を育む教育の推進

子どもたちを取り巻く環境が大学びに向かう力を持ち、豊かな備えた、主体的に行動できる

(2)子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

児童生徒一人ひとりの個性やするとともに、個々に応じた指また、子どもの人権を尊重しいながらいじめや不登校の未

(3)最適な教育環境の整備

学校・家庭・地域社会の連携や進めながら、子どもたちが安全できる最適な教育環境を整備

(4)学校教育と福祉の連携の推進

子どもたちが、将来にわたってが送れるよう、それぞれの教育適切な指導や支援を行うとともに児童に迅速かつ的確に対応する。

(5)多様な学習機会の提供と創造

市民が生きがいのある心豊かな各ライフステージの特徴に応じその成果を地域に活かすことがまた、親子の育ちの学習機会による家庭教育支援を強化す

(6)豊かな市民生活を楽しむための文化の振興

歴史的文化遺産の適切な保存化の継承や後継者育成への支機会の提供など文化に触れ合

(7)生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

市民のライフステージに応じた環境整備を図る。

一方、本市の教育を取り巻く環境は、A I の進化や価値観の多様化等、予測困難な時代の中で大きく変化しています。

そこで、本市は、子どもたち一人ひとりが、このような社会環境の変化に適切に対応し、学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進めます。

そのために、学校をはじめとする様々な教育機会を通じて、生涯にわたり、子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるよう、教育環境を整え、本市の教育施策等が時代に合ったものとなっているか、常に検証・改善を行います。

基本計画

基本理念の実現を目指し、令和2年（2020年）7月、「熊本市教育振興基本計画（令和2年～5年度）」を策定しました。本計画においては、令和5年度（2023年度）までの4年間の計画期間において、7つの基本方針を定め、さらに4つの項目について重点的に取り組むこととしています。

（令和2～5年度）の構成

市総合計画」に基
を定める。

大きく変化している中で、
人間性、健やかな体を
人づくりを目指す。

教育的ニーズを把握
指導の充実に取り組む。
教員が子どもと向き合
自然防止に努める。

教員の働き方改革を
に安心して学ぶことの
する。

心身ともに豊かな生活
的ニーズに応じた場で
に、社会的課題を抱え
できるよう取組を推進

な生活を送れるよう、
た学習機会の充実と
できる環境を整備する。
を充実させ、市民協働
る。

・活用とともに、伝統文
援、文化芸術の鑑賞
う機会の拡充を図る。

スポーツ活動推進と

6 重点的取組

熊本地震の発生や新たな課題への対応等の影響により、いまだ十分な成果を得られていない項目もあることから、前大綱で掲げた重点的取組項目については、第2期においても引き続き重点的に取り組んでいく。

(1)いのちを大切にする心の教育の充実と、いじめや不登校への細やかな対応

- 自然体験などの体験学習、性に関する指導の充実などを通じた「いのちを大切にする心」の育成
- いじめや不登校のほか、保護者や子どもたちの相談体制の充実のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを充実
- 学校現場における体罰等を許さない意識の醸成

(2)確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

- 少人数学級や少人数指導など、子どもたちの実態や個に応じたきめ細かな指導の実施
- 英語教育の推進リーダーとなる教員の養成や、小学校における重点的な英語教育の推進
- ICT等の活用やグループ学習など、子どもたちが主体的・協働的に学ぶことができる環境の整備

(3)教員が子どもと向き合うための体制の整備

- 「学校改革！教員の時間創造プログラム」の着実な推進
- 学校だけでは解決困難な子どもたちの状況を改善するために、家庭、学校、医療や福祉などの関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの充実
- 教科担任制の推進による質の高い教育と教員の負担軽減

(4)学習に集中できる教育環境づくりと安全対策の推進

- 校舎、体育館、トイレ等の計画的な改修による快適な学習環境の整備
- 学校はもとより、教育委員会、道路管理者、警察など関係機関による通学路の点検や整備、保護者や地域住民が連携して取り組む交通安全確保など、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る環境の整備

7 計画の推進に向けて

市長と教育委員会が連携を強化し、教育行政の進むべき方向性を共有するとともに、本市のまちづくりの指針である「第7次総合計画」との整合性を図りながら、進捗管理をしていく。

4 教育都市くまもとの教職員像

教育都市くまもとの教職員像

～人間的な魅力にあふれ、夢と情熱をもって

「くまもとの人づくり」をリードする教職員～

1 いつの時代も求められる資質や能力

- (1) 豊かな人間性をもち、人権感覚にすぐれた教職員
- (2) 教育者としての強い使命感と誇り、高い倫理観をもった教職員
- (3) 教育的愛情をもち、子どもたちから信頼される教職員
- (4) 幅広い教養と専門的な知識に基づく実践的指導力をもった教職員

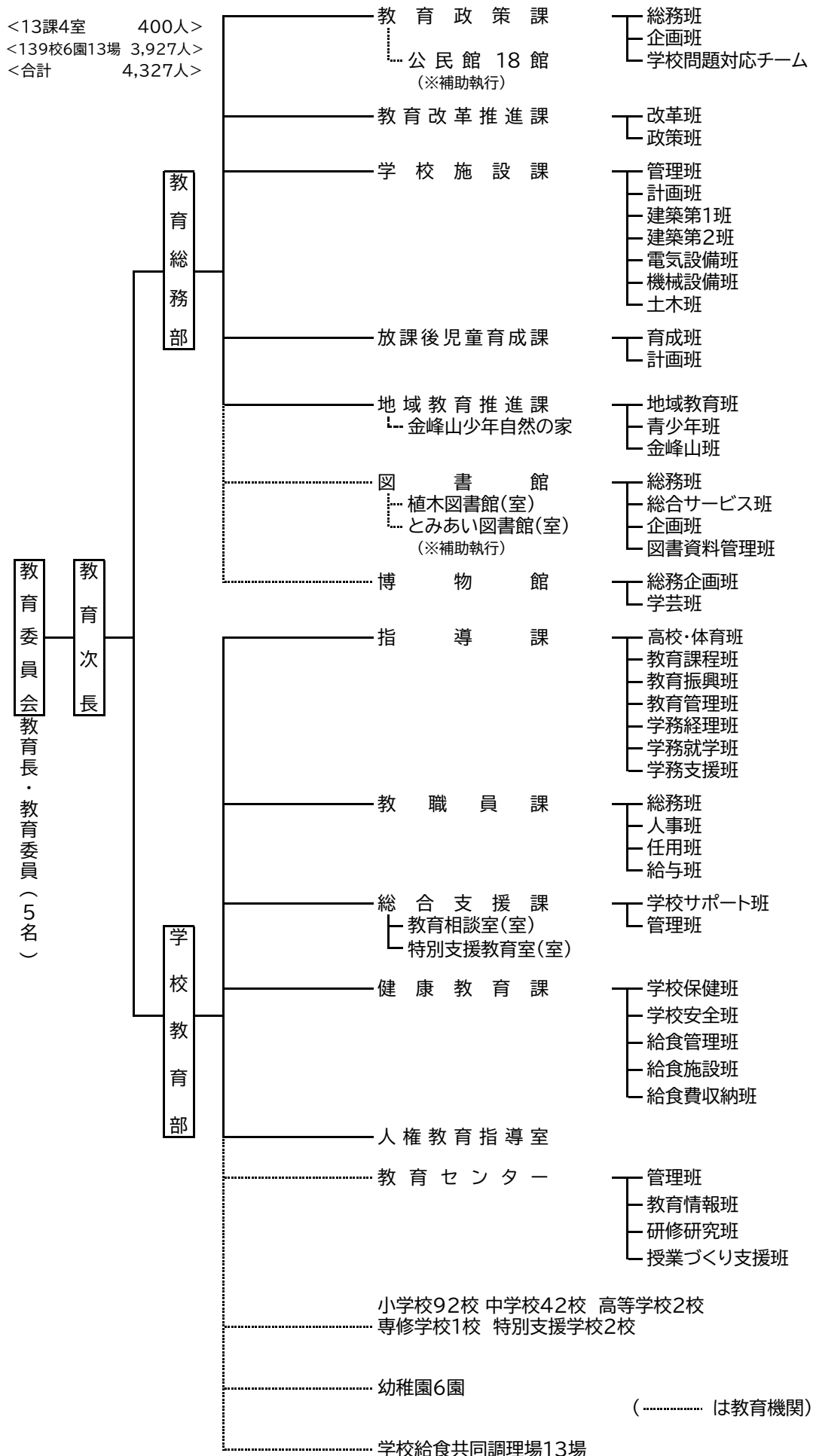
2 今、時代が特に求める資質や能力

- (1) 広い視野をもち、社会の変化に対応して課題を解決できる教職員
- (2) 社会性と高いコミュニケーション能力をもった教職員
- (3) 組織の一員として責任感をもち、互いに高めあい協働する教職員
- (4) 熊本を愛し、保護者や地域の人々に信頼される教職員

5 組織及び事務分掌

(1)熊本市教育委員会組織

令和5年(2023年)4月1日現在



(2)熊本市教育委員会事務分掌

■教育総務部

課(室)名	所 管 事 務
教育政策課	(1) 事務局内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事。 (2) 事務局内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。 (3) 教育委員会会議に関する事。 (4) 教育行政に係る総合的企画及び調整に関する事。 (5) 公告式及び令達に関する事。 (6) 教育委員会規則等の制定改廃に関する事。 (7) 教育予算の総括調整に関する事。 (8) 組織管理及び事務管理に関する事。 (9) 公印の管理に関する事。 (10) 文書の収発及び管理に関する事。 (11) 職員の人事、服務及び給与に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (12) 職員定数の管理に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (13) 広報及び教育行政に関する相談に関する事。 (14) 調査及び統計に関する事（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (15) 社会教育及び文化財保護の総括調整に関する事。 (16) 博物館の登録に関する事。 (17) ユネスコに関する事。 (18) 学校問題対策に関する事。 (19) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関する事。 (20) 熊本市体罰等審議会に関する事。
教育改革推進課	(1) 教育委員会及び市立学校の改革に係る重要事項の総合的企画、調整及び推進に関する事。 (2) 熊本市部活動改革検討委員会に関する事。 (3) 天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会に関する事。 (4) 熊本市教育行政審議会に関する事。
学校施設課	(1) 学校施設の設置、管理及び廃止に関する事。 (2) 学校施設の営繕保全の計画及びその実施に関する事。 (3) 学校施設台帳に関する事。 (4) 学校用地に関する事。
放課後児童育成課	(1) 熊本市放課後子ども総合プランに関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 ※補助執行 (1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する事。
地域教育推進課	(1) 青少年教育に関する事。 (2) 青少年の指導及び育成に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (3) 青少年の国内交流及び国際交流に関する事。 (4) 家庭教育に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (5) 学校と地域の連携及び協働に関する事。 (6) 金峰山少年自然の家に関する事。 (7) 熊本市立野外教育施設運営協議会に関する事。 ※補助執行 (1) 青少年問題協議会の運営に関する事。
市立図書館	(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関する事。 (2) 図書館サービスに関する事。 (3) 図書館事業の企画及び実施に関する事。 (4) 移動図書館に関する事。 (5) 電子図書館に関する事。 (6) 図書館協議会に関する事。 (7) 分館及びくまもと森都心プラザの図書館に関する事。 (8) 学校その他の教育機関との連携に関する事。 (9) 図書館の施設、設備等の維持管理に関する事。 (10) 図書館の設置及び廃止に関する事。
植木図書館 とみあい図書館 【補助執行】	(1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関する事。 (2) 図書館サービスに関する事。 (3) 図書館事業の企画及び実施に関する事。 (4) 移動図書館に関する事（植木図書館に限る）。
熊本博物館	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示に関する事。 (2) 博物館資料の調査研究に関する事。 (3) 博物館資料に関する研究報告その他の資料の作成及び頒布に関する事。 (4) 学校その他社会教育機関等の行う教育、研究等の支援に関する事。 (5) 博物館事業の企画及び実施に関する事。 (6) 熊本博物館協議会に関する事。 (7) 分館及び塚原歴史民俗資料館に関する事。 (8) 博物館の施設、設備等の維持管理に関する事。 (9) 博物館の設置及び廃止に関する事。

■学校教育部

指導課	(1) 部内事務の連絡調整に関する事。 (2) 学校経営の管理に関する事。 (3) 学校の設置及び廃止に関する事。 (4) 児童及び生徒の就学に関する事（他の室の所管に属するものを除く。）。 (5) 通学区域に関する事。 (6) 学校の用に供する物品の調達に関する事。 (7) 学校の学習指導及び進路指導に関する事。 (8) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関する事。 (9) 教育評価に係る指導に関する事。 (10) その他学校教育の指導に関する事（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (11) 市立幼稚園に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (12) 市立総合ビジネス専門学校に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。 (13) 学校体育に関する事。 (14) 熊本市教科用図書選定委員会に関する事。
教職員課	(1) 教職員（教育職員及び学校栄養職員並びに小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員をいう。以下この項において同じ。）の人事、服務及び給与に関する事。 (2) 教職員定数の管理に関する事。 (3) 学校の学級編制に関する事。 (4) 教職員の採用及び昇任の選考に関する事。 (5) 教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。）の研修の総括調整に関する事。
総合支援課	(1) 学校の生徒指導に関する事。 (2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関する事。 (3) 教育相談室（室）に関する事。 (4) 特別支援教育室（室）に関する事。 (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会に関する事。
教育相談室	(1) 学校教育に係る相談及び支援に関する事。
特別支援教育室	(1) 障がいのある児童及び生徒の就学に関する事。 (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に関する事。 (3) 特別支援教育に関わる教職員等の研修に関する事。 (4) 特別支援学校に関する事（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (5) 熊本市就学支援委員会に関する事。 (6) 熊本市特別支援学校等教科用図書選定委員会に関する事。 (7) 熊本市立学校における医療的ケア運営協議会に関する事。
健康教育課	(1) 学校保健及び学校安全に関する事。 (2) 食育の指導に関する事。 (3) 児童生徒及び教職員の健康管理に関する事。 (4) 学校給食の実施に関する事。 (5) 学校給食に係る施設及び諸設備の管理に関する事。 (6) 学校給食に係る業務に従事する職員の研修に関する事。 (7) 学校給食共同調理場に関する事。 (8) 学校保健及び学校給食に関わる諸団体に関する事。 (9) 熊本市学校給食運営協議会に関する事。
人権教育指導室	(1) 人権教育に関する基本的な指導計画の立案及び調整に関する事。 (2) 人権教育に関する研究、指導及び助言に関する事。 (3) 人権教育に関する教材及び資料の収集及び研究に関する事。 (4) 同和問題に係る教育施策に関する事。 (5) その他人権教育に関する事。
教育センター	(1) 学校教育及び社会教育に係る調査研究に関する事。 (2) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関する事。 (3) 学校教育及び社会教育に係る研究資料、図書、視聴覚機器等の収集整備及び活用に関する事。 (4) 教職員研修の企画及び実施に関する事。 (5) 教育委員会の情報施策の推進に関する事。
公民館 【補助執行】	(1) 生涯学習支援に関する事。 (2) 公民館の管理及び運営に関する事。 (3) 公民館の使用許可に関する事。 (4) 公民館の事業の企画及び実施に関する事。 (5) 五福小学校プールの管理及び運営に関する事（五福公民館に限る。）。

6 職員数

【定数管理上の職員】

所 属	人 員 （定 数 管 理 上）	局 長 級		部 長 級		課 長 級		主 幹 級				主 査 級						一 般 職					一 般 職 （再 任 用）												
		教 育 次 長	総 括 審 議 員	部 長・ 室長・ 所長・ 館長	首 席 審 議 員	課 長・ 室長・ 所長・ 館長	副 課長・ 教育 審議員 等 （再任用 含む）	副 所長・ 副館長	室 長・ 館長・ 事務 長	課 長 補 佐	主 幹 等	主 任 指 導 主 事	主 査 （再 任 用 含 む）	参 事 等	指 導 主 事	社 会 教 育 主 事	学 校 主 事・ 主任	給 食 技 師・ 主任	主 任 主 事・ 主 事	主 任 技 師・ 技 師	学 芸 員	学 校 主 事・ 副主 任	給 食 技 師・ 副主 任等	主 任 主 事	主 任 技 師	指 導 主 事	社 会 教 育 主 事	学 校 主 事	給 食 技 師						
教育政策課（教育次長、教育総務部長含む）	22	3	2	1				3	1	2	3			2	1	8	3	4	1					4	4					1	1				
※ 市 長 部 局 等 出 向	21												19				1	18		1	1								1			1			
教 育 改 革 推 進 課	14							4	1	3	3			1	2	5	1	1	3				2	2											
学 校 施 設 課	36				1		1	1		1	8			1	7		8	1	7				18	4	14										
放 課 後 児 童 育 成 課	13							2	1	1	1				1	3	1	2					7	7											
地 域 教 育 推 進 課	12							1	1		2			1	1	7	2	3	2									2	2						
図 書 館	15				1	1		1		1	4			4		3		3				6	6												
（ 植 木 図 書 館 ）	3										2	1		1							1	1													
熊 本 博 物 館	18				1	1		1		1	3			3		1		1			9	1		8			3	3							
指 導 課（学 校 教 育 部 長 含 む）	43				1	1		5	1	4	6			3	3	15	1	3	11				11	11				5	4		1				
教 職 員 課	28							4	1	3	5			3	2	13	2	7	4				6	6											
総 合 支 援 課	15							5	1	4	2			1	1	6		1	5				2	2											
（ 教 育 相 談 室 ）	5															3			3			2	2												
（ 特 別 支 援 教 育 室 ）	8									1					1	7	1		6																
※ 児 童 相 談 所 出 向	2															2			2																
健 康 教 育 課	20							3	1	2	3			3		9	2	4	3			5	5												
人 権 教 育 指 導 室	6							1	1		1				1	4			3	1															
※ ふ れ あ い 文 化 セ ン タ ー 出 向	1															1			1																
教 育 セ ン タ ー	28							2	1	1	4			1	3	17	1	2	14			4	3			1		1			1				
事務局・教育機関小計	310	3	2	1	4	3	1	33	10	23	48	1	2	31	14	131	15	38	58	20			78	55	14	8	1	13	10		2	1			
必 由 館 高 校	60											2	1		1	1					2	1			1										
千 原 台 高 校	40											2	1		1	1		1			1	1													
総 合 ビ ジ ネ ス 専 門 学 校	8										1	1															1					1			
特 別 支 援 学 校	53															1					1						2					2			
中 学 校（ 42 校 ）	1,224															15				15	6				6	10						10			
小 学 校（ 92 校 ）	2,465															35				21	14	55		10	12	33	16				9	7			
幼 稚 園（ 6 園 ）	40																				2		1			1	1					1			
共 同 調 理 場（ 13 場 ）																																			
学校施設小計	3,890											5	3		2	53		2		36	15	66	2	11		19	34	30				23	7		
教育委員会合計	4,200	3	2	1	4	3	1	33	10	23	53	4	2	33	14	184	15	40	58	20	36	15	144	57	25	8	20	34	43	10		2	1	23	7

※教育政策課の市長部局等出向(再任用職員を含む。)は、公民館33(社会教育主事18、主任主事15名)、生涯学習課1、スポーツ振興課1、文部科学省1。

※在外派遣者3名含む(小学校教諭3名)。

令和5年(2023年)5月1日現在

教 育 職 員										教 育 職 員 (再 任 用)						一 般 職 (短時間再任用)								教育職員 (短時間再任用)		人 員 計 (短 時 間 再 任 用 含 む)		
校 長 ・ 園 長	教 頭	教 諭	教 員	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	学 校 栄 養 職 員	事 務 職 員	実 習 助 手		校 長 ・ 園 長	教 諭	養 護 教 諭	栄 養 教 諭	事 務 職 員	実 習 助 手	(定 数 管 理 外)	主 任 事 務	主 任 技 師	指 導 主 事	社 会 教 育 主 員	学 校 芸 主 事	学 校 主 事	主 給 食 技 師		教 諭		養 護 教 諭	
																	2 15						2					24 36
																												14
																	2		2									38
																	13	13										26
																	3	3										15
																	4	4										19 3
																												18
																	4	4										47
																	4	3	1									32
																	2	2										17 14 13 3
																	5		3	2								27
																	1	1										7 1
																	17			17								45
																	89	61	6	20				2				399
51	1	2	46		2				4		4																	60
33	1	2	29		1				3		2					1	1					1						41
5		1		4					1	1																		8
49	2	2	40		2	1	2		1		1																	53
1,123	36	48	944		44	12	39		70	6	59	1	3	1		5						5						1,229
2,209	88	100	1,821		84	42	2	72	150	4	138	5	1	2		19						9		10	12	12		2,496
37	6		31																									40
3,507	134	155	2,911	4	133	55	2	113	229	11	204	6	4	3	1	25						15		10	12	12		3,927
3,507	134	155	2,911	4	133	55	2	113	229	11	204	6	4	3	1	114	61	6	20			15	2	10	12	12		4,326

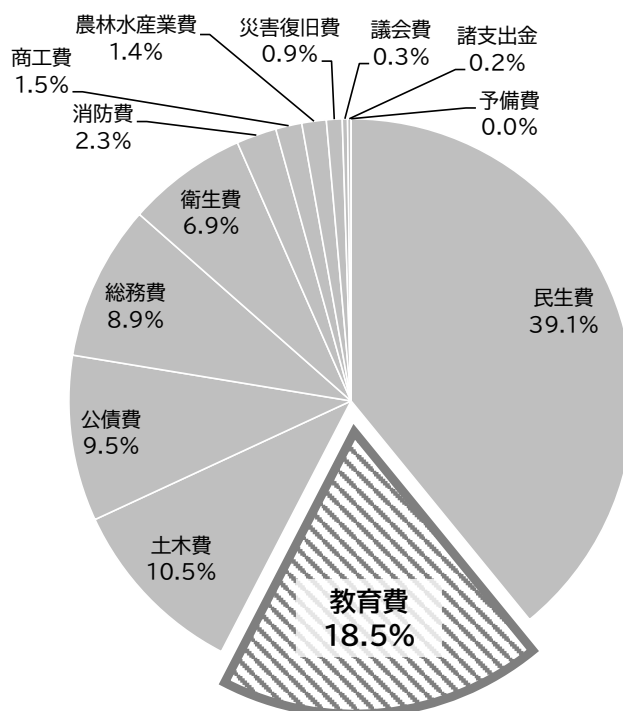
7 教育財政

(1)一般会計当初予算

①令和5年度(2023年度)一般会計当初予算

(単位:千円、%)

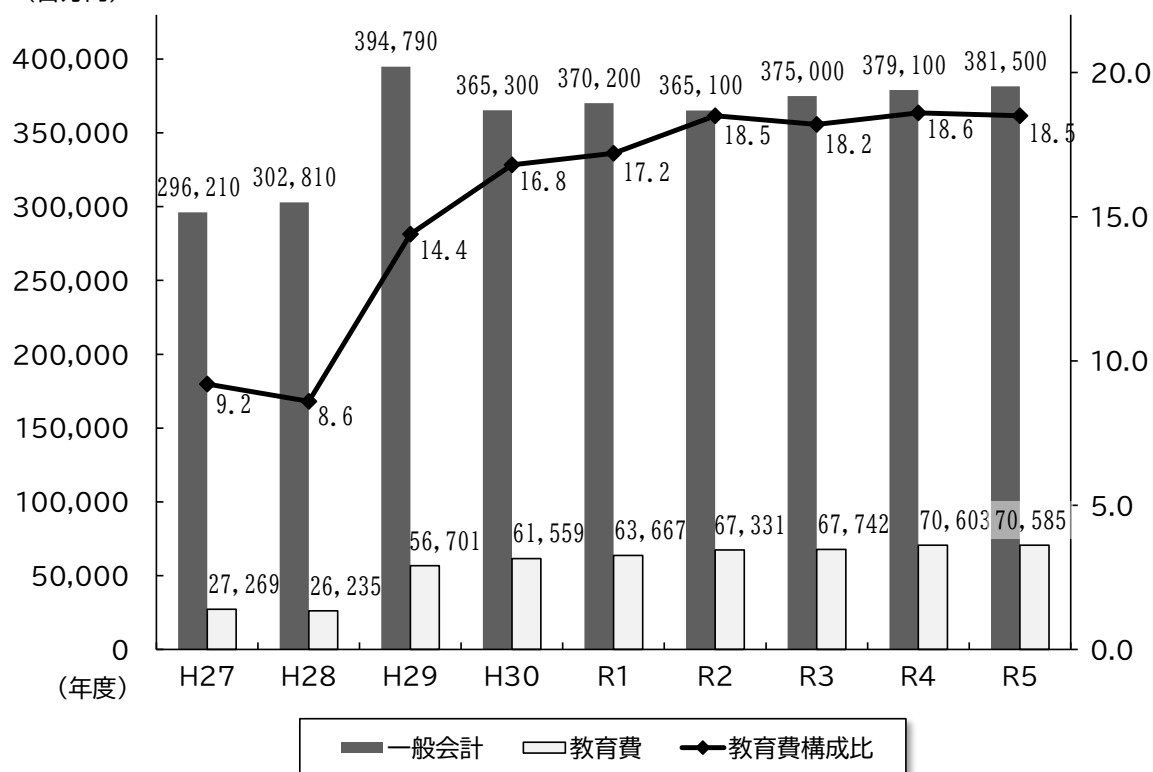
款	当初予算額	構成比
議 会 費	1,106,965	0.3
総 務 費	33,814,956	8.9
民 生 費	149,127,336	39.1
衛 生 費	26,496,959	6.9
農林水産業費	5,191,276	1.4
商 工 費	5,610,758	1.5
土 木 費	40,125,937	10.5
消 防 費	8,839,073	2.3
教 育 費	70,584,675	18.5
災 害 復 旧 費	3,477,047	0.9
公 債 費	36,319,318	9.5
諸 支 出 金	685,700	0.2
予 備 費	120,000	0.0
歳 出 合 計	381,500,000	100.0



②一般会計当初予算の推移

(百万円)

(%)

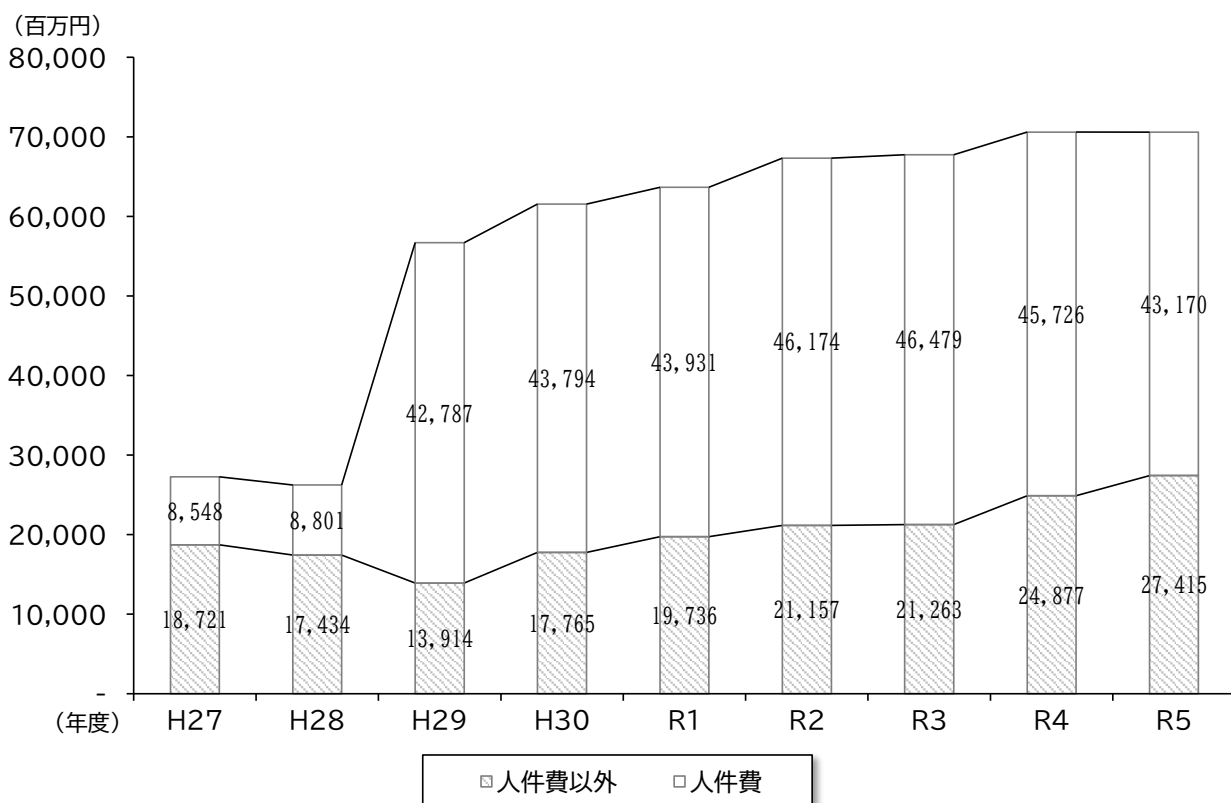


(2)教育費当初予算

①令和5年度(2023年度)教育費当初予算

目的	性質	歳出予算	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	普通建設事業		その他	構成比
								補助	単独		
教育総務費		8,040,122	4,249,080	3,541,389	5,970		164,230		79,443	10	11.4%
小学校費		30,985,471	21,982,340	2,478,716	358,095	431,000	42,900	2,260,759	3,431,661	0	43.9%
中学校費		16,990,168	11,714,481	1,449,115	194,200	413,900	22,268	1,108,535	2,087,669	0	24.1%
高等学校費		1,667,439	1,084,577	129,288	20,555		11,019		422,000	0	2.3%
幼稚園費		779,627	407,831	27,866	45,550	290,700	7,680			0	1.1%
専修学校費		157,290	114,583	36,294	6,086		327			0	0.2%
社会教育費		4,073,684	2,612,677	941,435	8,314		186,082	78,018	247,078	80	5.8%
保健体育費		6,282,598	634,115	4,719,712			335,721		593,050	0	8.9%
美術館費		356,347	50	307,981			48,222			94	0.5%
熊本城費		1,251,929	369,769	699,632	3,050		75,378		93,200	10,900	1.8%
計		70,584,675	43,169,503	14,331,428	641,820	1,135,600	893,827	3,447,312	6,954,101	11,084	
構成比		100.0%	61.2%	20.3%	0.9%	1.6%	1.3%	4.9%	9.8%	0.0%	100.0%

②教育費当初予算の推移



※平成29年度に県費負担教職員の給与負担が熊本市に移管された。